

工事一時中止に伴う基本計画書の作成について

(目的)

基本計画書は、一時中止期間の工事現場の体制や保全管理方法、再開に備えての方策、一時中止に伴い発生する増加費用、工程短縮化方策について、受発注者間で確認することで、認識の相違が生じないようにすることを目的に作成し協議するものとする。

(基本計画書の作成)

1. 工事の一時中止を書面により通知した場合、受発注者は、基本計画書の作成に先立ち中止期間中の工事現場の体制等について調整し、調整結果を工事打合簿により確認するものとする。
2. 受注者は、上記工事打合せ簿による確認内容を踏まえ、中止期間中の工事現場の保全・管理に関する基本計画書を作成し発注者と協議するものとする。
3. 基本計画書は、増加費用の算定の根拠資料となるものであり、「一時中止期間の変更」や「工事内容の変更」など基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更基本計画書を発注者と協議するものとする。
4. 再開に備えての方策について、工事中止期間の見通しが明確でない場合は、再開が円滑に実施できるように講じる方策、体制の確保について明記するものとする。

(工程短縮化の方策の作成)

1. 発注者より工程短縮化の方策を求められた場合、受注者は基本計画書にその考えられる諸方策を作成し提出するものとする。
2. 方策は、多角的な面から検討し、短縮可能な方策を複数案提示することが望ましい。
3. これら諸方策の提示は、一時中止が解除された場合に、どのような方策により工程短縮が可能か受発注者間において、事前に認識を合わせておくためのものである。
4. 発注者は、受注者より諸方策の提出がなされた場合、施工の確実性、短縮期間及び概算費用等について受注者と協議し、諸方策の是非について適切に把握するものとする。
5. 発注者は、一時中止期間の解除を踏まえ工程短縮の方針を確定させた場合は、その方策について速やかに指示書を発出するものとし、受注者に工事の適正な履行を求めるものとする。
6. 工程短縮のための工事に係る直接工事費、間接工事費等の増加分は設計変更の対象とする。

※ 実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中の場合でも、現場の保全・安全のための維持管理は必要であるため、受注者は、保全・管理・再開に関する基本計画書を作成しなければならない。

※一時中止の解除や工事の変更に伴い、保全・管理・再開に関する基本計画書の内容に変更が生じるため、変更内容（必要に応じ工程短縮化の検討を指示）を受発注者間で調整し工事打合せ簿により確認するとともに、変更基本計画書を作成することとする。

(保全・管理・再開に関する基本計画書記載内容)

- (1) 中止時点における工事の出来形、社員の体制、労働者数、搬入済みの材料及び建設機械器具等に関すること
- (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- (3) 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
 - ・受注者の社員の体制、労働者数（必要な場合のみ）
 - ・現場点検の実施方法
 - ・天災等緊急時の対応、連絡体制
 - ・中止期間中の実施作業
 - ・中止期間中に現場存知が必要な建設機械器具・施設、その目的等
 - ・中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設、その目的等
- (4) 再開に整えての方策
 - ・受注者の社員の体制、
 - ・下請（主任技術者等）の体制（通常の下請契約or特別な確保策）
 - ・建設資機材の調達（通常の下請契約or特別な確保策）
- (5) 工事一時中止に伴う増加費用概算金額及び算定根拠（必要な場合のみ）
- (6) 工程短縮化の方策
 - ・工事目的物の施工方法や性能の変更【例（現場打ち施工⇒プレキャスト化、早強コンクリート使用）
 - ・工事仮設物の変更（効率的な施工のための性能向上、規模の拡大）
 - ・施工パーティ数数の増加、時間外（深夜）施工の実施
 - ・橋梁上部工の架設工法の変更（下部工の引渡に遅れに伴う仮設手順の変更）
 - ・舗装工事への引渡遅延に伴う舗装プラントのストックヤードの拡大

※工事一時中止が解除された場合など増加費用概算金額が変更となる場合は、変更基本計画書を提出しなければならない。

※基本計画書に記載する概算金額については、増加費用の目安金額であり、最終的な負担額とは異なる。